

徳島県電力供給サポーター登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内で災害による大規模停電が発生した場合において、避難所、救護所、医療機関等（以下「避難所等」という。）における緊急電源確保のため、あらかじめ外部給電機能を有する車両を登録し、県の要請に基づく給電活動に協力する制度（以下、「徳島県電力供給サポーター登録制度」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 発災直後の混乱期において、電力確保体制を構築することで、災害対応力の強化を図るとともに、停電による健康被害を防ぎ、災害関連死の防止に繋げることを目的とする。

(対象車両)

第3条 徳島県電力供給サポーター登録制度の対象となる車両は、外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（以下、「ZEV」という。）のうち、県が認めたものとする。

(登録の申込み)

第4条 徳島県電力供給サポーター登録制度に登録の申込みをできる者は、県内に事業所を有する法人及び住所を有する個人事業主等で、次の各号を公表することに対して同意できる者とする。

- (1) 登録事業者名
- (2) 登録事業者の所在地
- (3) 登録車両の車種
- (4) 外部給電器の有無

2 登録を希望する者（以下、「登録希望者」という。）は、前条に定める対象車両を所有している場合のみ、登録の申込みができるものとする。ただし、令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金を活用し、リース契約により車両を導入した者、又は、特定の事業所の専属的な用途に供する車両において、当該車両の所有者及び当該車両を専属的に利用する者が共同して申込みを行う者については、この限りでない。

3 登録希望者は、登録申込書（様式第1号）に関係書類を添付して、県に提出するものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申込みを行うことができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行っている者、又はそのおそれがある者
- (2) 暴力団又は暴力団関係者に該当する者
- (3) その他県が本制度への登録を不相当と判断する者

(登録の決定及び通知)

第5条 県は、前条第3項の規定による登録申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該者を登録するものとする。

2 県は、前項の審査により登録の可否を決定したときは、登録の申込みをした者（以下、「申込者」という。）に対し、その結果を通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により登録した者（以下、「登録者」という。）に対して、ステッカーを交付するものとする。

4 登録者は交付されたステッカーを、登録車両の後面ガラスに貼付すること。ただし、これによりがたい場合は、本制度の普及啓発に資する見やすい場所への貼付をもって、これに代えることができる。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、第4条第3項の規定により提出した登録申込書の記載内容に変更があった場合は、登録内容変更届出書（様式第2号）に、関係書類を添付して、県に提出しなければならない。

2 前項の規定に該当する変更のうち、登録車両に変更があった場合は、変更後の対象車両の自動車検査証の写しを添付するものとする。

- 3 県は、第1項の規定に該当する登録内容変更届出書を受理した場合には、その取り扱いについて、第5条各項の規定を準用するものとする。

(登録の解除)

- 第7条 第4条第1項及び第2項の要件を喪失し、又はその他の理由により登録の解除を申し出る登録者(以下「登録解除希望者」という。)は、登録解除申出書(様式第3号)を県に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による申出を受けたときは、登録の解除通知を登録解除申出者に送付するものとする。
 - 3 前項の場合において、登録の解除の日は、登録の解除通知を第1項の登録解除希望者に発送した日とする。

(登録の取り消し)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は、登録を取り消すことができる。なお、登録を取り消した場合にあっては、登録の取消通知を登録者に通知するものとし、その運用については前条第3項の規定を準用するものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 心身の故障のため、活動に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 第4条第1項及び第2項に規定する登録の要件を喪失した場合
- (4) 登録車両の自動車検査証の有効期限が経過し、更新しなかった場合
- (5) 虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録が不適合であると認められる事実があった場合

(災害時の活動内容)

- 第9条 県は、災害による大規模停電が発生した場合であって、登録者による給電活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して、指定した避難所等へ参集し、給電活動に協力することを要請するものとする。
- 2 登録者は、前項に基づく協力要請があり、給電活動が可能であると判断した場合は、自らの責任において指定された避難所等に登録車両で参集するものとする。
 - 3 登録者は、避難所等の運営主体の指示に従い、登録車両からの給電活動を行うものとする。
 - 4 登録者は、活動が終了したときは、自らの責任において登録車両の撤収を行うものとする。
 - 5 登録者の給電活動は、登録車両の撤収に要する電気、燃料の残量が十分に確保される範囲内において、県と登録者の間で調整するものとする。

(災害時以外の活動内容)

- 第10条 県は、ZEVの社会的価値向上の目的で開催されるイベント等において、登録車両による給電活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して給電活動に協力することを依頼できるものとする。
- 2 登録者は、前項に基づく協力依頼があった場合は、積極的に参加するよう努めるものとする。
 - 3 登録者は、イベント等の主催者の指示に従い、給電活動を行うものとする。
 - 4 登録者は、自らの責任において対象車両の運搬を行うものとする。

(保険への加入)

第11条 登録者は、給電活動や当該活動のための移動の際に負傷又は死亡した場合や、他者への損害賠償責任が生じた場合、車両等が損傷した場合に対処するため、ボランティア活動保険等の必要な保険制度に加入するものとする。

(報酬等)

第12条 登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費、保険料等の活動に要する費用は自己負担とする。ただし、災害救助法第4条の規定による救助に要する費用については、この限りでない。

(損害賠償及び免責)

第13条 給電活動に起因する事故や車両の損害等については、次項に定める場合を除き、県を介することなく当事者間で解決するものとし、県に対し補償を求めないものとする。

2 登録者の使用する登録車両が県の責に帰すべき事由により損害を被り、又は滅失した場合は、県はその損害を賠償する。

(個人及び法人等の情報の管理)

第14条 県は、申込者から提供された法人等の情報を他の用途に利用してはならない。

2 県は、個人及び法人等の情報の授受、保管及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、個人及び法人等の情報の保護に必要な万全の措置を講じるものとする。

3 県は、登録希望者から提供された個人及び法人等の情報について、保管の必要が無くなった場合は、機密を保持した上で確実に処分するものとする。

(適用関係)

第15条 協定等がある場合で、その内容と本実施要綱の間において矛盾・抵触が生じた場合には、協定等に定めた内容が優先する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は徳島県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
 名称
 代表者名

徳島県電力供給サポーター登録申込書

徳島県電力供給サポーター登録制度の趣旨・目的に賛同したため、徳島県電力供給サポーター登録制度実施要綱第4条第3項の規定により登録を申し込みます。

ふりがな 企業名	(担当部署・担当者名)	
所在地	〒	
連絡先	担当者連絡先：	緊急連絡先：
	E-Mail アドレス：	
登録車両	車種： <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> PHV <input type="checkbox"/> FCV	メーカー・車名：
	ナンバー：	車検の有効期限：
	給電方法： <input type="checkbox"/> コンセント（出力： ） <input type="checkbox"/> 外部給電器等への給電 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	車種： <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> PHV <input type="checkbox"/> FCV	メーカー・車名：
	ナンバー：	車検の有効期限：
	給電方法： <input type="checkbox"/> コンセント（出力： ） <input type="checkbox"/> 外部給電器等への給電 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	車種： <input type="checkbox"/> EV <input type="checkbox"/> PHV <input type="checkbox"/> FCV	メーカー・車名：
	ナンバー：	車検の有効期限：
	給電方法： <input type="checkbox"/> コンセント（出力： ） <input type="checkbox"/> 外部給電器等への給電 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
外部給電機 (※)	名称：	所有数：

【添付書類について】

以下の書類（コピーまたは画像データ）を添付してください。

- 自動車検査証の写し
- 車両のバッテリー容量（kWh）が確認できる資料（カタログ、またはメーカーWEBサイトの該当画面など）
- 外部給電機の最大出力（W・kW）が確認できる資料（取扱説明書、カタログなど）

(※) ZEVから電力を取り出す装置

確認事項

確認事項を確認の上、確認欄に✓を記入してください。

分類	確認事項	確認欄
情報に関する事項	給電活動に活用するために、登録した情報を徳島県庁内・市町村の関係部署及び関係する防災組織へ必要に応じて提供することに同意します。	
	登録した情報を県ホームページで公表することに同意します。	
活動内容に関する事項	参集前に、登録車両の稼働を確認してください。稼働に不安がある場合は、活動する必要はありません。	
	災害時、指示された避難所等まで参集し、登録車両を搬入していただきます。職員による誘導はありません。	
	災害時、参集した避難所等においては、市町村職員及び防災組織等の指示に従ってください。	
	災害時、参集した避難所等以外の場所に移動し、活動していただく場合があります。	
	活動時にかかる費用（食費、旅費、保険料など）は、全て自己負担となります。 ※ただし、災害救助法第4条の規定による救助に要する費用については、この限りではありません。	
	給電活動に起因する事故や車両の損害等については、県を介することなく当事者間（リース会社等を含む。）で解決するものとし、県に対し補償を求めないことに同意します。	
	登録車両が県の責に帰すべき事由により損害を被り、又は滅失した場合は、県はその損害を賠償します。	
登録に関する事項	登録内容変更があった場合は、速やかに登録内容変更届出書（様式第2号）を提出してください。	
	登録に係る要件を喪失した場合、又はその他の理由により登録を解除したい場合は、速やかに登録解除届出書（様式第3号）を提出してください。	

徳島県知事 殿

（申請者） 所在地
名 称
代表者名

徳島県電力供給サポーター登録制度内容変更届出書

登録内容に変更があったため、徳島県電力供給サポーター登録制度実施要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

ふりがな 企業名	-----	
	(担当部署・担当者名)	
所在地	〒	
連絡先	担当者連絡先：	緊急連絡先：
	E-Mail アドレス：	
変更内容		
変更理由		

※登録車両が変更となった場合には自動車検査証の写しを添付するほか、必要に応じ、変更内容が分かる資料を添付してください。

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地
名称
代表者名

徳島県電力供給サポーター登録解除申出書

登録を解除したいため、徳島県電力供給サポーター登録制度実施要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

ふりがな 企業名	-----	
	(担当部署・担当者名)	
所在地	〒	
連絡先	担当者連絡先 :	緊急連絡先 :
	E-Mail アドレス :	
解除内容		
解除理由		